

## 工業標準化法の改正について

愛媛事業所 品質管理グループ 波多野 和滋

### 1 はじめに

現行のJIS工場制度は、国による製品認証制度です。最近、多方面で行政改革が実施されていますが、これらの一環として、日本工業標準調査会でJISマーク表示制度及び試験所認定制度（JNLA制度）の改革のあり方について検討が行われました。その成案として、ユーザーの多様なニーズに対応し、国際整合性の確保により重複検査の排除（ワンストップテストの実現）を可能とするような新JISマーク表示制度及び新JNLA制度を構築していくこと等を内容とする「新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会報告書」（2003年6月）がまとめられました。「工業標準化法の一部を改正する法律」はその提言の実現のための法律として、「より柔軟な、より使いやすいJISマーク表示制度・JNLA制度」を目指して2004年6月9日に公布されました。

ここでは、今回の法改正の概要について紹介します。

### 2 新JISマーク表示制度と認証機関登録制度の導入 [図-1]

(1) 現在は、国による認定制度<sup>1)</sup>であったものが規制緩和されて民間の登録機関からの認証となります。製造業者等は、国により登録された民間の第三者機関（登録認証機関）が行う認証を受けることにより、JISマークを付すことができることになりました。これに合わせて、JISマークの新デザインも策定（H17年3月）される予定です。

(2) JISマーク表示制度の対象となる商品は、従来は、主務大臣が指定商品制度で限定していましたがこれを廃止し、JIS規格がある全ての製品について、登録認証機関から認証を受ければJISマークを表示することができるようになります。またJIS規

格に適合した全ての商品について、事業者が自らの判断で新JISマークまたは他の手段によるJIS適合性表示を選択できるようになりました。

(3) 国際的に整合した適合性評価制度とするために、認証機関の登録基準に「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準（ISO/IECガイド65）」が採用されます。

(4) 認証を受けることができる事業者は、従来までの製造業者、加工業者、外国製造業者、外国加工業者に加え、国内の輸入業者、販売業者、外国の輸出業者に拡大され、認証を取得すれば新JISマークを表示できるようになります。

### 3 試験事業者登録制度（新JNLA制度）の導入

(1) 試験事業者を国が認定している現行制度<sup>2)</sup>は、国により登録された民間の試験業者が行う登録制度<sup>3)</sup>になります。登録要件として「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準（ISO/IEC17025）」を満たしていることが必要です。

(2) 現行JISマーク表示制度の対象となる指定商品に対して行う試験は、現行JNLA制度の対象から除外されていましたがJIS規格に適合した全ての商品について、自己宣言の信用性を補完するために登録試験業者による試験証明書の発行が可能となりました。

### 4 スケジュール

(1) JISマーク表示制度の施行は、2005年（平成17）10月1日からです。

登録認証機関の整備・育成に準備が必要なためということですが、認証機関の登録申請は2005年（平成17）4月1日から受け付けられます。

### (2) JNLA制度に係る改正

JISマーク表示制度に係る改正に先立ち、2004年（平成16）10月1日から、施行されました。これは新JISマーク表示制度の円滑な立ち上げ等に資する期待からです。

### (3) 経過措置に関して

JISマーク表示制度では、法施行の際、既に認定を受けている者は、改正後も3年間に限り〔2008年（平成20）9月末まで〕現行JISマークを付することができることとし、この間、既認定業者に対する公示検査等、所要の監督制度は維持されます。またJNLA制度では、法施行時点で認定を受けている試験業者は、新法による試験所の登録を受けたものとみなされるなどの措置がとられます。

### 5 おわりに

制度改正のメリットとして、製造業者は、これまで指定商品でなかったものでも認証によってJISマーク表示が可能となり、逆に指定商品であったものは、JNLA制度が活用できるようになります。

消費者やユーザーは、さまざまな商品にJISマークが表示されることにより商品選択の情報が増え利便性の向上が期待されます。

詳細に関しては、日本工業標準調査会のホームページ（<http://www.jisc.go.jp>）をご参照ください。

1) 現在は主務大臣に代わって、JIS工場の審査・認定は日本規格協会などの6財団法人が行い、公示検査を行う指定検査機関は、日本規格協会など17財団法人が行っています。

2) 従来のJNLA制度は、独立行政法人製品評価技術基盤機構の適合性センターにおいて、JISの非指定品目のJIS製品規格を対象とした試験所に対して認定がおこなわれていましたが、今後は登録制度になり、かつJIS規格のある全鉱工業製品に対象が広がります。

3) JNLAの登録は公表されている登録区分に係る日本工業規格（JIS）の試験を実施する試験事業者を対象として、登録を希望する事業者からの任意の申請に基づき、その事業者の品質システム、試験施設、機器などが試験を実施する上で適切であるかどうか、定められたとおり品質システムが運営されているかを書類審査・現地審査により審査（独立行政法人製品評価技術基盤機構による）し、登録する制度です。

試験事業者登録制度に関する詳細は、独立行政法人製品評価技術基盤機構のHPをご参照ください。（<http://www.nite.go.jp/asse/jnla/system/>）

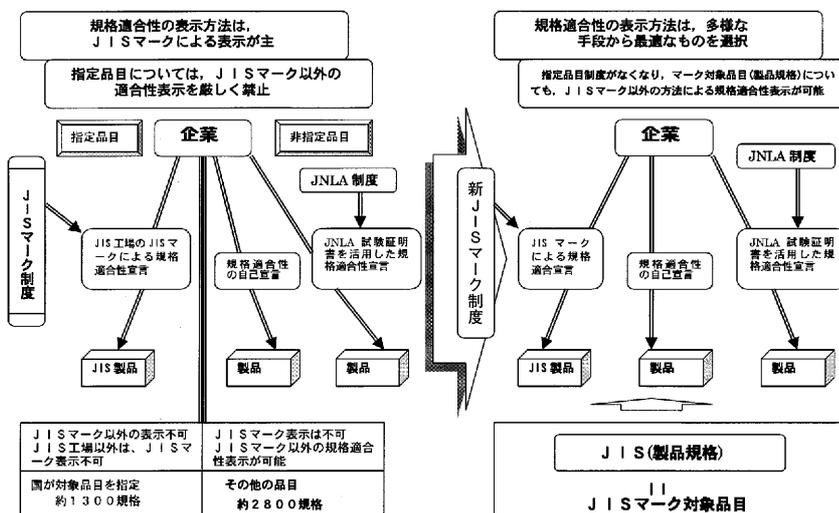


図1 指定品目制の廃止による自由度の高い制度へ 日本規格協会四国支部の講演会資料より転載



波多野 和滋  
(はたの かずしげ)  
愛媛事業所  
品質管理グループ